

最高裁秘書第3292号

平成29年7月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書開示通知書

平成29年7月3日付け（同月5日受付、最高裁秘書第3100号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成11年7月19日付け最高裁総三第45号総務局長通知「事件記録等の廃棄について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

事件記録等の廃棄について

平成11年7月19日最高裁総三第45号高等裁判所長官（札幌を除く。）、地方（札幌を除く。）、家庭裁判所長あて総務局長通知

標記の廃棄の方法について、別紙第1の照会があり、別紙第2のとおり回答しましたから、参考までにお知らせします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

(別紙第1)

札高裁民訟第86号
平成11年6月10日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

札幌高等裁判所長官代理
札幌高等裁判所判事 近江清勝

事件記録等の廃棄について（照会）

標記の廃棄の方法について、札幌地方裁判所から別添のとおり照会があり、当庁としても原序案のとおり処理して差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

札幌高等裁判所長官 殿

札幌地方裁判所長 吉本徹也

事件記録等の廃棄について（照会）

標記の廃棄の方法について、下記のとおり考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

記

廃棄にかかる事件記録等を自治体等に搬出し、自治体等が、これを平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「通達」という。）記第5の2の(2)に定める職員立会の下で細断し、更にプラスチック片及び木片を混合した上、加熱処理により固形燃料とするという方法は、その固形燃料から記録内容が判読できない限り、これを通達記第5の2の(2)の「焼却」に準ずるものと考えて差し支えない。

なお、この場合においては、自治体等での固形燃料の製造過程で細断が行われたとしても、裁判所が再び受け入れることを予定していないから、細断されたものを通達記第5の2の(3)に定める物品管理官又は分任物品管理官に引き継ぐ必要はない。

(別紙第2)

最高裁総三第44号
(訟ろー12)
平成11年7月19日

札幌高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 浜野惺

事件記録等の廃棄について

(6月10日付け民訟第86号に対する回答)

標記については、貴見のとおり取り扱うのが相当と考えます。